

令和4年第9回
教育委員会定例会
会議録

令和4年9月29日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年第9回教育委員会定例会	
開 催 日 時	令和4年9月29日（木） 開会時刻午後2時05分 閉会時刻午後3時09分	
開 催 場 所	朝霞市役所 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 0人	

令和4年第9回

教育委員会定例会

令和4年9月29日(木)
午後2時05分から
午後3時09分まで
朝霞市役所 大会議室(手前)

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	野 口 邦 彦
生 涯 学 習 部 長	神 頭 勇
学校教育部次長兼教育総務課長	奥 山 雄三郎
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	菊 島 隆 一
教 育 管 理 課 長	小石川 知 治
学 校 指 導 課 長	松 本 欣 巳

学 校 給 食 課 長
文 化 財 課 長
図 書 館 長
中 央 公 民 館 長 補 佐

長 谷 修
赤 澤 由美子
鈴 木 恵 一
矢 澤 宏 人

(会議資料)

◎ 教育長報告事項

- ① 専決処理について（朝霞市学校運営協議会委員の解任について）
- ② いじめに関する調査結果について
- ③ 朝霞市小・中学校「不登校・いじめ・暴力行為」調査結果について
- ④ 令和4年度埼玉県学力・学習状況調査について
- ⑤ 令和4年度朝霞市内中学校全国大会・関東大会について
- ⑥ 令和4年度英語・わくわくサマーキャンプについて
- ⑦ 夏休み親子陶芸教室について
- ⑧ 令和4年度夏休み放課後子ども教室について
- ⑨ 小学生スポーツ教室について
- ⑩ 溝沼子どもプールについて
- ⑪ 第37回サマーフェスティバルについて
- ⑫ 専決処理について（教職員の人事の内申について）
- ⑬ 専決処理について（教職員の指導措置について）

◎ 提出議案

- 議案第54号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて
- 議案第55号 令和5年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて
- 議案第56号 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の解職及び委嘱について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから、令和4年第9回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、高橋委員にお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和4年第4回教育委員会臨時会及び令和4年第8回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があれば、お申し出いただきたいと思えます。

ございませんか。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（はい、の声）

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が13件、提出議案が3件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当する者はございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

教育長報告事項の「2点目 いじめに関する調査結果について」及び「3点目 朝霞市小・中学校「不登校・いじめ・暴力行為」調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、同じく教育委員長報告事項の「12点目 専決処理について（教職員の人事の内申について）」及び、「13点目 専決処理について（教職員の指導措置について）」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案申し上げます。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合で

ございます。

これより、採決いたします。

教育長報告事項2点目、3点目、12点目及び13点目につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、教育長報告事項2点目、3点目、12点目及び13点目につきましては、議事の最後に非公開で行うことに決めます。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和4年8月の教育長月間行事実績及び令和4年10月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することといたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応として、事前に配付してございます教育長報告事項に係る担当からの報告を省略し、専決処理の説明後に質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項1点目につきまして、学校教育部長から専決処理の説明をお願いいたします。

○説明員・野口学校教育部長

それでは、専決処理の状況につきまして、御報告を申し上げます。

朝霞第二小学校学校運営協議会委員の解任について、事務処理上定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市学校運営協議会委員のうち、朝霞第二小学校の委員から退任の申出があったことに伴い、退任をしたものでございます。

以上でございます。

○二見教育長

専決処理の説明が終わりました。

ただいまの専決処理につきまして、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、非公開とされた教育長報告事項2点目、3点目、12点目及び13点目以外の報告につきまして御質問を受けたいと存じます。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項4点目、「令和4年度埼玉県学力・学習状況調査について」でございますが、初めてオンラインでの実施ということにも関わらず、混乱もなく、結果についても全てで埼玉県の平均正答率を上回っているということで、大変良い結果が出たのかなとこちらの報告を見て思うところでございますが、この結果なのですが、市内全校の結果ということでございますので、学校によっては差が生じているのかなと思いますが、例えばちょっと低かった学校についての対応などについては、どのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

全国学力学習状況調査について、御説明させていただきます。

市全体としては確かに委員御指摘のとおり、かなり良好な結果ということで担当課としても非常に有り難いことと感じております。

ただ、個別に見ていきますと、学校によって差がありますし、学校の中でも学年によって、教科によって、多少課題があるというのも見えてきています。

本テストについては、結果も重要なのですが、前年度からの伸びという部分を測れるテストになっておりますので、そういった伸びの部分と合わせて、課題がある学校については、今後学校訪問などを通じながら個別に指導・支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○二見教育長

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

補足ですが、今年度に関しては、紙で実施しており、来年度からC B Tということとなりますの

でよろしくお願いいたします。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

私の方からも補足をすみません。言葉が足りませんでした。

オンラインというのは、まずは、全児童生徒が紙で教育調査を受けさせていただいた上で、県の実証事業に協力するという形で、特定の学校がオンラインでの回答にも加えて参加をしたという形になっておりますので、来年度以降は、市内全校でオンラインでやっていくという形に移行していくこととなっております。

以上です。

○二見教育長

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

一部では、オンラインを使ったということがございますね。

○二見教育長

松本教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

そのとおりでございます。

○二見教育長

ほかに、御質問ございますか。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項の8点目、「令和4年度夏休み放課後子ども教室について」でございますが、こちらは、今年度から夏休みの期間中に、夏休み放課後子ども教室ということで実施されたということでございますが、今後、こちらにもありますとおり、検証して事業の拡大も検討していきますとございますが、参加した子供たちの感想や保護者の反応などございましたら教えていただきたいと思っております。

また、来年度以降なのですが、子供たちにとっては、通学している学校に参加するというのが参加しやすいのかなと思っておりますので、できましたら実施校の増加など前向きに考えていただけたら有り難いと思っております。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

放課後子ども教室でございますが、夏休みに関しましては、今年度初めて実施させていただきました。参加に対しまして、多数の応募をいただいて抽選ということになってございます。

アンケートを取りましたところ、通常の放課後子ども教室同様に非常によかったと、また参加したいとかというお子様からの御回答とともに、保護者からはよかったというような御回答を頂いてございます。

現在、全ての学校で実施してございませんで、御自分の通学している学校でもどうかというお話でございますが、様々、教室の問題ですとか人材の問題がございませんで、それらも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○二見教育長

ほかでございますか。

それでは、質問がありませんので、これで教育長の報告を終わります。

◎6 議案の審議 議案第54号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

○二見教育長

続けて、議案の審議に入ります。

「議案第54号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第54号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和4年度朝霞市教育委員会表彰の被表彰者の決定に関するもので、学業等において優秀な成績を収めた個人及び団体について、その功績を称えるため推薦するものでございます。

今回は、41件を推薦しております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

質疑がなければ、質疑を終決いたします。

これより、採決いたします。

「議案第54号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第54号」は、原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第55号 令和5年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて

○二見教育長

次に、「議案第55号 令和5年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第55号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和5年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて、議決を求めるものでございます。

埼玉県教育委員会の令和5年度当初人事異動方針は、「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、基本方針として次の8点が示されております。

1、本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜てきし、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。

2、本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

3、教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。

4、本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。

5、新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。

6、再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全体的視野から適切な配置に努める。

7、女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。

8、障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

朝霞市教育委員会としましては、埼玉県教育委員会の基本方針に即しながら、特に次の事項について配慮し、令和5年度当初朝霞市教職員人事異動を実施したいと考えております。

1、各学校の気風を刷新し、充実した教育活動の推進を図るため、適材を適時に適所に配置し、積極的な人事異動を行う。

児童生徒一人一人が生き生きとして学校生活を送り、心豊かな人間の育成を目指し、「魅力ある学校づくり」に努めてまいります。そのためには、各学校の気風の停滞を防ぎ、教職員の特性や能力、職務経験を考慮して、適材を適時に適所に配置し、教育効果の高揚が図られるよう人事異動を進めてまいります

2、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮するとともに、各学校の活力を高め、教職員組織の充実を図るように努める。

人事異動は、教職員の男女比や年齢構成を配慮しながら、これまで以上に各学校の教職員組織が充実し、活性化が図られるよう努めてまいります。

3、同一校における勤続7年以上の者の計画的・積極的な人事異動を行う。

同一校の長期勤務による気風の停滞を防ぐため、また、教職員にとっても職務経験を豊かにするため、同一校在職7年以上の者の計画的・積極的な異動により、10年以内に異動を行います。

人事異動の実施に当たっては、校長と連絡を密にし、教職員の勤務年数・担当学年・校務分掌など校内事情を考慮して推進いたします。

4、新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、早期に多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後3年以上6年以内に異動を行う。その際、市町村間異動を原則とする。

各学校には、児童生徒の教育活動、教職員の教育実践にもそれぞれ特色があります。そのため、勤務年数の浅いうちに異動させ、多様な経験を積ませることは人材育成の観点からも、極めて大切なことと考え、新採用者については、採用後3年以上6年以内に、原則、市町村間異動を行ってまいります。

5、再任用については、その豊かな経験が生かされ、各学校の調和のとれた学校運営に資するよう、適切な配置に努める。

公的年金制度の改正を背景に地方公務員法が一部改正され、定年退職者等を対象とした再任用制

度が実施されています。

定年年齢の段階的引き上げに伴い、現在、県において新たな制度設計が進められておりますが、いずれにいたしましても授業や生徒指導をはじめ、定年前と同様の業務に当たることになってまいります。

6、女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用、適切な配置に努める。

女性活躍推進法が制定され、女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することが重要となっていることから、特に女性教職員を適所に配置できるよう努めてまいります。

7、障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

障害者雇用促進法の改正により、障害のある方に対して合理的配慮を行うとともに、障害の状況や適性等を十分に配慮するよう努めてまいります。

以上7点を朝霞市教職員人事異動方針として、各校長、各市町教育委員会及び南部教育事務所と連携を図りながら、円滑に令和5年度当初の人事異動を進めてまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

ただいま、議案第55号につきましての提案説明が終了いたしました。

それでは、本議案についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

ただいま御説明をしていただきましたが、大きな変更点について改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・小石川教育管理課長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

令和5年度当初の人事異動の変更ということになりますと、今回の人事異動方針、例えば4番でございますが、今までは採用後3年以上5年以内という表現でございましたが、今年度、令和5年度当初に向けましては、採用後3年以上6年以内、ここが大きな変更点になってございます。

以上でございます。

○二見教育長

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

確認なのですが、3年以上は変わらず、以内が1年延長となったということでございますね。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・小石川教育管理課長

それでは、理由等も含めまして説明をさせていただきます。

まず、5年から6年が変わったという点でございますが、例えば中学校は3学年でございますので、よくあるパターンですと、1年生で着任をして1学年、2学年、3学年、そしてもう1回1学年、2学年を持って、最後もう1年持ちたいのにここで異動になってしまうというようなつらさというのでしょうか、そういったものでございます。また、小学校は6年間でございますので、1年生から入ってきた子供がどのような形で卒業していくのかということを見届けることがなかなか難しくなってしまう。そういったことも踏まえて、6年になったということでは伺っているところでございます。

また、3年からというところにつきましては、変わっておりません。これは、先ほどございましたように、適材を適時に適所にとという考えでございますので、適当なタイミングがあれば、異動は仮に3年であっても、極端なことを言いますと可能でございます。ただ、必ずしも6年を、今度は縛らねばならぬというものではありませんので、これが5年で異動するケースというのも十二分に考えられるかと思えます。

以上でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

ほかに、質疑ございますか。

上野委員。

○上野委員

定年の延長に関して、先生方への説明というのは、もうされていらっしゃるのでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・小石川教育管理課長

昨日でございますけれども、臨時校長会議を開催しております。こちらで、まずは教育委員会か

ら各学校の校長へ制度の説明等を行っております。そして、この後10月3日に、各学校長から当該校の職員へということで制度説明を行うこととなっております。

ただ、この制度の変更につきましては、非常に大きな点でございますので、例えば今回育休であったり産休であったり、当日いらっしゃらない先生方もいるとは思いますが、ですので、そういった先生方にもくれぐれも漏れることなくということで、教育委員会から各校長へは指示をしております。

以上でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

ほかに、人事異動方針につきまして御質問ございますか。

質疑がなければ質疑を終決いたします。

これより、採決いたします。

「議案第55号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第55号」は、原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第56号 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の解職及び委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第56号 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の解職及び委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第56号の提案理由につきまして、説明を申し上げます。

令和4年度につきましては、朝霞市学校給食用物資選定委員会委員13人を委嘱及び任命いたしました。菊池麻美委員が令和4年9月20日から病気休暇を取得することとなったため、解職といたしました。そのため、残任期間の補充者として青山哲也氏を、令和4年10月1日付けで委嘱するものでございます。

また、伊藤麻里奈委員が妊娠に伴い、令和4年9月21日から休暇を取ることとなったため解職といたしました。そのため、残任期間の補充者として井出みどり氏を令和4年10月1日付けで委

囑するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。

「議案第56号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第56号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

その他として、事務局または委員の皆様から何かございますか。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

10月9日月曜日に第67回朝霞市民体育祭が行われます。開催に当たりまして例年教育委員におかれましては、教育委員会から御出席の依頼をしているところですが、今年度につきましては、例年1日の開催時間になりますが、来場人数及び進行管理の観点から時間短縮を考えております。そのため、今回来賓等の方に関しては、制限を設けさせていただくということで考えてございます。

今回の出席に関しましては、役員、名誉大会会長ですとか、あとはスポーツ少年団の副大会長など、7人の出席と考えてございます。

つきましては、教育委員の御出席につきましては、今回は御出席いただかないような方向で考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

こちらにつきましては、本来であればもう少し早く教育委員の御都合に調整いただくものですが、お話すべきものでございましたが、直前の御連絡になりまして、大変申し訳ございません。

お詫び申し上げます。

例年であればお越しいただいて、大会の概要を御覧いただくような状況でございますが、今年度

はお越しいただかないということですので、資料を基に簡単ではございますが、担当の方から開催の流れを御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○説明員・菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

今日、お手元にチラシをお配りしております。部長の方からありましたとおり、通常ですと丸1日の大会でございますが、午前中のみということにさせていただきます。

プログラムにつきましても、これまで小中学生リレーというものがございましたが、それを一般の方とともに統合したり、開会式閉会式も短縮して行うこととしております。ただし、プログラムの中に、逆に賑わいをもたらすということで、エキシビションというものもございます。新電元工業、コモディイイダ、自衛隊のランナーの方々に来ていただいて3,000メートル走、また、女子1,500メートル走の実施を予定しております。

最後にスポーツグッズなどが当たるような抽選会もございまして、後ほどお渡しするという取組みも、参加団体が5団体と少ないのですが、できるだけ参加を呼び掛けるようなこともしております。その中で大変申し訳ございませんが、教育委員会の方を始め、市議員、県議員のいわゆる来賓の方々につきましては、今回はお呼びしないということに決定いたしましたので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○二見教育長

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

補足でございますが、ただいまエキシビションの報告をさせていただいたところでございます。

今年度に関しましては、昨日コモディイイダから御連絡をいただきまして、プロランナー川内選手がお越しいただくということで予定をしております。川内選手に関しては、コモディイイダが日頃一緒に合同練習をしているということからお声掛けをいただいて、御出席いただく運びとなりました。これに関して、市ホームページ、SNS等を通じて、そういった情報を発信して一般参加の方を増やすような、多くお越しいただくような対応をとっていきたくと思っておりますので、併せて報告をさせていただきます。

以上です。

○二見教育長

ただいま生涯学習部からありましたことにつきまして、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

ほかにもございますか。

それでは、その他を終了といたします。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

関係説明員以外の方の退席を求めます。

(暫時休憩)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ②いじめに関する調査結果について

③朝霞市小・中学校「不登校・いじめ・暴力行為」調査結果について

⑫専決処理について（教職員の人事の内申について）

⑬専決処理について（教職員の指導措置について）

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和4年第9回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でした。